平成29年度第6回横浜市学校規模適正化等検討委員会　会議録	
日　　時	平成30年3月28日（水）15時00分～16時50分
開催場所	関内駅前第一ビル3階　302会議室
出席者 （8名）	小松委員、野木委員、内海委員、片岡委員、村田委員、海上委員、森川委員、 奈良輪委員
欠席者 （3名）	平井委員、中丸委員、諏訪部委員
開催形態	公開（傍聴者0人）
議　　題	1　「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて 2　部会からの検討状況報告 3　学校規模適正化について〈非公開〉
決定事項	1　学校規模適正化に関して、追加資料を用いて適正な学校規模等について再度審議し、見直しの方向性を確認。 2　通学区域制度に関して、これまでの審議を踏まえ見直しの方向性を確認。 次回検討委員会においては、学校規模適正化についてとあわせて、当検討委員会としての見直しの方向性の整理を行うとともに、答申案を策定する。 3　議題3については、非公開とする旨を決定した。 また、横浜市学校規模適正化等検討委員会の部会を設置し、検討を進めていくことを決定した。
議　　事	**1　「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて** （委員長） これまでの学校規模適正化に係る審議のまとめについては、いかがでしょうか。 （委員） 既に議論しているかもしれませんが、文中に出てくる、「大規模校」や「小規模校」という言葉について、定義はあるのでしょうか。 （事務局） 現行の基本方針では学校規模について、小・中学校とも12学級から24学級を適正規模としており、大規模校については小学校、中学校においても25学級から30学級、31学級からは過大規模校と設定しています。 前回の議論の中で、教職員にとって、負担となっている業務は、授業以外の、校務等が挙げられており、大規模校ではそれらの負担の平準化を図ることができるということがありました。また、施設が整備されれば、大規模校であっても適正規模校並みの、細やかな学習ができるのではないかということで、大規模校について前回の検討委員会で前向きに御審議いただいています。 （委員） この資料だけを読んだ時に、「大規模」や「小規模」というものが、具体的にどのような規模を示すものなのか、認識が異なってしまうかもしれないので、定義についても資料の中に細かく示すか、以前の資料等と重ねて示す必要があるのではないかと思います。

	（委員長） 適正規模という言葉に対して、小規模、大規模、過大規模という言葉は、それらがいかにも不適切であるかのようにとられてしまう恐れがありますが、当検討委員会ではいわゆる大規模と言うカテゴリも、適正な教育ができる規模という議論をしてきています。 文部科学省や、他都市の教育委員会でも、小規模、大規模という言葉を使っていますが、他に良い言葉は無いのかなとも思います。 （委員） 言葉はこのままでいいかとも思いますけど、公表されたものを他の人が見たときに、認識がずれてしまってはいけないと思い、質問しました。 （事務局） 前回の資料の中でこういった定義については明確にお示ししていますので、今後、基本方針の見直しを行い、改定案を出す際には、そういったところも明記した形でお示ししたいと思います。 （委員） もう一つ、ささやかな言葉の表現ですが、資料の中で「我が国最大の基礎自治体」という表現がありますが、具体的に何が最大なのかということがよくわからないと思います。最大なのは人口なのか、面積的なのか、もしくは予算規模的なことなのか、公表する際には留意した方が良いと思います。 （委員） 文章についてはこのままでいいと思いますが、通学支援について「現在行っていない」と記載があり、過去には実施していたようにも見えます。もし行っていたのであれば、それを実施した理由と廃止した理由を教えていただきたいと思います。 （事務局） 通学支援策については、おそらくこれまでは実施していません。 （委員） この資料では通学支援策を実施していないことが、そこまで悪いことではないように見えますが、通学支援策とは具体的にどのようなことを言っているのでしょうか。 （事務局） 具体的にはスクールバスを運行したり、あるいは電車やバス等の公共交通機関を使用する際に、交通費を補助したり、都市によっては対象者へ定期券を配付する等の施策を行っています。 （委員） 予算をあまりかけずに対応しているということですね。

	（委員長） そういうことであれば「何々等の通学支援策」というように細かく表記した方がいいかもしれません。その辺も御検討いただければと思います。 （委員） 学級数や教職員数が少ないことにより学校が抱えると思われる課題というところで、教職員数の問題等については、予算措置の問題もあります。例えば非常勤の先生を追加する等の対応でクリアできる課題と、そもそも学校規模が小さいことで、子どもの学習や成長の機会が限られてしまう部分があると思います。また、部活動の問題や、学校行事や学習内容で制限が生まれ、ワークショップやアクティブラーニングといった授業ができないというような、児童・生徒数が少なければできないこととして、それぞれ整理して表記いただいた方がわかりやすいと思います。 例えば自分が小規模校の当事者であるとした時に、そこは学校の特色を考えて市で予算的な措置をすることでクリアできるのではないかという議論と、そうではなくて学校規模を一定以上にしないと、子どもたちに何か不利益が出てしまうかもしれないというところは、きちんと分けて知りたいと思います。 （事務局） 前回の検討委員会の中で、教職員の配置についてはこの検討委員会の検討内容から外れることを説明しましたが、資料の整理という面では、次回の資料は工夫して、書き分けについて配慮したいと思います。 （委員長） 子どもにとってどうなのかという点と、教職員にとってどうなのかということを、箇条書きで並べるか、書き分けていけば、それぞれの立場から見て、その問題のメリット・デメリットが自覚できると思います。委員がおっしゃったように財政措置や、条件整備ができれば、ある程度解消できる問題と、望ましい教育活動という点から見た時に限界がある部分とを整理していただけると、わかりやすく読み取れると思います。 （委員） 新たな学習指導要領について、これに沿って進めることで良い教育ができると思いますが、これを学校の現場の先生がどのような形で取り入れていくかというのが難しいところだと思います。１年生から６年生の中で、この学習指導要領を取り入れて人間形成を行っていければ、子どもたちが非常に良く成長できる、良い内容だと思います。 （委員長） 今回の学習指導要領は、主体的、対話的という言葉がありますが、特に対話的については、ある程度の集団の規模がないと難しい問題だと思います。 他都市の小規模校の先生と話をした際、道徳や英語の授業の時間等、子ども同士で会話をしながら学習する機会は、人数が少なく、いわゆるコミュニケーション力をつけるといった授業の実施が難しいという話を聞きました。道徳の時間も、色々な子ど

	もたちが入ることによって、個性の違う友達とどのように折り合いをつけて、仲良く協力していくかということを子どもたちが考えていきます。 先ほど整理していただいたように、新しい学習指導要領の中で、今まで以上にそういう学びを強調されている面があり、大事なところかなと思います。 （委員） 横浜市は知・徳・体・公・開といった、普遍的なことを大切にしていて、様々なグローバルな視点や、新しい今日的な課題を含めて、小中のブロック９年間で子どもたちの能力を育てるため、それに向けて教育課程を編成していきましょうと、各学校で教育課程の編成を進めているところです。 そういった中で、現在行っているのが、表現力や、コメント力の向上です。何かあったときに周りに流されるのではなく、自分自身をしっかりと持って、それを主張できるように、自己有用感、自己肯定感も含めて、皆と協力しながら、つながりを大切にしながら取り組むことが重要だと思います。それが資質能力だということで考えて、各学校、各ブロックで特色を生かしながら進めている最中です。 （委員長） 発表の場等でも、周囲に聞いてくれるお友達がたくさんいた方が、発表のしがいもあると思います。 （委員） これからの学校教育に求められる多様性や協働性といったことが非常に重要だと思います。おそらくこれらは、学校規模が変わることによって変化していくと思います。小規模になることによって多様性、協働性がどのような形で変化をし、課題となるのかという点について整理する必要がないでしょうか。また、その課題は既に資料において整理されている課題と合致していくものなのではないかと思いますが、その関係について教えていただければと思います。 （事務局） 例えば単級で１年生から６年生、さらに中学校まで規模が小さいとなると、そこで９年間育った場合と、適正規模の中で、バリエーションが豊富な関わり、他者との関わり、共同の中で育つのは違いがあると思います。 今回の学習指導要領にも書いてありますが、多様な関わりの中で自分の発想や経験、そのフィードバックを受け、１人の先生から一定の学習指導に対して教授するという形から、子どもと子ども、子どもと教師、教師同士の関係など、様々な多様な関係の中で生まれてくる学びというものが非常に重要になると思います。 教授型の学校教育から、学習を中心とする学校教育への転換が、今回の学習指導要領の大きな目玉ですので、それを実現するためには義務教育９年間で、多様な関わりを得られるような規模の学校が適正な学習指導を可能とすると思います。 （委員） そうなのではないかなと思います。適正規模ではない場合に課題が出てくると思うのですが、いかがでしょうか。

	（事務局） 小さい集団での学習手段しか確保できないような学校が、適正な学校規模が確保できるよう、学校統合等の対応策が必要になってくると思います。 （委員） 理想の学校規模が確保できないとどういう課題が出てくるのでしょうか。そういった整理があると、適正な学校規模の必要性が、より明確になるのではないかと思った次第です。 （委員長） 横浜に限らず全国の小規模の学校で、条件の中で、工夫して素晴らしい教育を行っている学校はたくさんあります。何でも良いというわけではないですが、私たちの議論としては、望ましい規模としては、できれば単学級ではないほうがいいというように、方針をまとめていきたいと思います。 （事務局） 補足ですが、前回もこの課題について議論になった際に、科学的なデータも示しながら検討を進めたいというご意見があったと思います。しかしながら、学級数、教職員数が少ない状況が抱えていると思われる課題は、あくまでこの検討委員会の中で、当局の考え方として示したもので、残念ながら明確なデータがあるわけではありません。 これから、この新学習指導要領が始まり、様々な学校規模の学校がある中で、適正規模の学校ではできるが小規模校ではできないというような、実証のデータが出てくると考えています。 （委員長） これまで基本的に、これからの教育と望ましい学校規模ということで、教育論、教育活動的な意味で議論を進めてきました。しかし、もう一方で、学校経営においては、最近ではチーム学校という言い方が出てきています。教員免許を持った教員だけなく、事務職員等も含めて、学校に関わるあらゆる職員が一体となって新しい学校づくりを行い、それがより良い学校づくりになるという議論を国でしており、答申も出ていますので、そういった学校経営という点でのメリットもどこかに書いたほうがいいと思いました。これから学校づくりをチームで行っていくという時に、やはり人数が少ないと、1人でいくつもの役割を担わなければいけないということにもなります。学校経営や、学校づくりの視点も少し入れて、やはり適正規模が良いという考え方に整理したらいいのではないかと思います。 （委員） どんな規模でも学校経営をしている各学校の校長は、目の前の子ども達のことを考えますから、どのような学校規模でも、最高の教育実践をしていると思います。学校は今の目の前の子どもたちを見たら、それこそ統合等をしないで、今の実践を継続していきたいと思うでしょうが、その議論をしていると話が進みませんし、検討委員会では、本当に適正な規模について、10年20年と長いスパンで考えていかなければい

	けないので、一定の方針を示していかなければいけません。 学校の教職員がいなければ学校は成り立ちません。事務職を含め、教職員、学校地域コーディネーター、地域の力、町内会、ボランティア、職員アシスタントがいますし、また教育委員会の支援もあります。様々なものを総合して学校経営を行うという事は、間違いなくどの学校でも行っています。どの学校でも最高の教育実践をしていますが、その中でも適正な学校規模というものはあるだろうと思います。 （委員長） すでに当検討委員会ではいくつかの地域で、部会で議論された内容を伺い、決定したこともあります。他にも現在検討中の地域もありますし、これから部会を設置するという地域もあるかと思います。 今後、今までの経験を踏まえて、現在あるいはこれから設置される部会等での円滑な適正規模化への、市民の皆さん、地域の皆さんの御理解と御協力、御期待や御要望をいただきながら進めていくことが、教育委員会としても望ましいかと思います。 （委員） 検討部会における協議の円滑化についてということで、外部意見の聴取は良いことだと思います。検討部会での協議が膠着している時などは、検討部会の部会長等に親会である当検討委員会に御出席いただく方法が、現実的かというような説明がありましたが、地域の状況はそれぞれの地域で様々かと思いますし、議論の状況も様々かと思います。ここで方法をどれかひとつに限定する必要があるのかどうかというところは疑問です。その状況に応じて、それぞれの方法について実施していくことも考えられるのではないかと思いますので、その点について事務局のご意見をお聞かせください。 （事務局） どれかひとつに決めて取り入れていくということではなく、こういった方法が考えられるということでお示ししました。当検討委員会のお時間の都合もあると思いますので、個別の検討部会に出席いただくのが難しいかと思い、皆さまが集まっていただく親会の場に部会の部会長をお呼びし、説明いただく方が現実的なのかと、先ほど説明をいたしました。この方法に限定したいというわけではありません。 （委員） 運用上、難しいところもあり現実的ではないのかもしれませんが、親会の委員だけでなく、外部の有識者の意見も色々と取入れていければ良いと思ったところです。その方法が現実的ということであれば、それで良いかと思います。 （委員長） 当検討委員会は、こういった議論を議事録に残し、傍聴も出来るようにして、関係者の関心に応えていけるよう努力しています。今後もさらにそういった要望に応えられるよう、こういった方法もあるのではないかということを事務局から御提案いただきました。基本的には事務局に間に入ってもらい、丁寧な説明を行っていただくのが一番現実的なのかと思いますが、現在、あるいは将来の部会の設置に関して、横浜市

	は広く丁寧に議論し、検討を進めているというシステムをお示しできれば良いかと思います。 （委員） 統合した学校では、良いことも課題もありますが、その課題を踏まえて、これからはどのように対応していくかということを検討する必要があるのではないかという意見を、これまでの会議の場でも出させていただきました。今回このような形で皆さんから意見を聴取いただき、とても参考になると思います。 統合までに５年の期間がかかった地域もあったということですが、反対の手を挙げたまま途中で下げられなくなってしまったということもあるかと思います。統合に関して前向きな意見を積極的に示して、そういった反対の方を説得するということをしていかないと、反対の方はいつまで経っても反対のままということもあります。 学校規模の適正化という前向きなことがあるということを、教育委員会からだけ説明するのではなく、統合に前向きな意見を持つ一般の地域の方も大勢参加させ、統合を経験した方にも入ってもらい、前向きに進めていただければ良いと思います。 （委員長） 現行の基本方針にも、今後の統合時の配慮事項について記載があります。聴取り調査の結果を踏まえ、さらに付け加えることがあれば、やっていただきたいと思います。 他の自治体の例も踏まえて、かなり早い段階から、子どもたちがスムーズに移行できるように共通の活動を行ったり、それぞれの学校で異なるカリキュラムや学校行事のすり合せを時間をかけて行っていければ良いかと思います。学校には歴史や伝統があると思いますので、それを無くしてしまうのかといった声も上がるかと思いますが、ＰＴＡの運営等についてはいかがでしょうか。 （委員） ＰＴＡの関係では、統合のような場合を考えると、ＰＴＡの役員決めについても、統合した両校の出身者のバランスを考えないと、いわゆる派閥のようなものができてしまいますし、ややこしくならないよう時間をかけすぎず、区切って進めていくことが大切かと思います。 （委員長） 過去の事例等を事務局できちんと整理していただき、何かあった時には、これまでには横浜市ではこういったケースがあり、こういう解決策がありましたということをさりげなく情報提供していただくと、色々な良い知恵が浮かぶかと思います。 （委員） 統合の影響と課題についてまとめていただきましたが、課題にはネガティブなものと、ネガティブというわけではないものがあるように思いました。子どもたちの新しい環境に対する不安等があったというようなところでは、社会に出ればこういった環境の変化ということはたくさんありますので、子どものうちに経験できるという意味でも、しっかりフォローする体制があれば、ネガティブにはならないかなという感想を持ちました。

	確認ですが、ＰＴＡ関係について組織を統合する際、規約の取扱いや事務的なところは面倒なことがたくさん発生するかと思いますが、その辺について、これまで教育委員会からフォローや助言はしていたのでしょうか。またそういった体制はあるのでしょうか。 （事務局） 過去の統合の事例ではＰＴＡの組織において、お金の清算や規約の部分にも、それぞれの学校の個性があって折り合わないというところがあるので、どこから手をつければいいのかというところが分からないということがありました。そういった場合には、過去に統合の際、ＰＴＡで規約のすり合わせを実際に経験されたＰＴＡの元役員の方を、事務局からご紹介させていただくということをしています。実際の経験談や当事者の意見を参考にすることで、新しい組織の立ち上げの糸口を見つけるために、サポートしています。 あとは、統合前のおよそ１年間の交流期間についても、もちろん子どもたちの交流の期間でもありますが、事務局を窓口として、学校長や関係者の皆さんに御協力いただきながら、ＰＴＡの規約のすり合わせも並行して少しずつ進めていただいています。 （委員） 今後もそのような形でやっていただければと思います。 資料２－４について、「２（１）相談窓口の設置」というのは、教育委員会事務局に何か意見が来たときに、基本的には部会の中で対応するということでよろしいでしょうか。当人に対しての回答等はどのようにしているのでしょうか。 （事務局） 一般的に横浜市に対していただいた御意見については、「広聴」の扱いとして回答させていただいております。電話での回答で済むものもあれば、正式な文書という形で回答する場合もあります。 （委員） 学校統合の検討の際にもめるというところでは、部会の委員の中では決まらない、委員がしっかりと地域の意見を吸い上げていないという意見が出ることで委員が動けなくなってしまう、といったように色々な理由があると思います。例えば委員の議論が実態と違うというような印象を持った保護者や地域の方が一定数いた場合に、そういった意見をどう処理するのでしょうか。例えば署名活動が行われた場合や、陳情が検討委員会に持ち込まれた場合、どのように議論の対象とするのか。過去にそういった経験もありますが、そもそも陳情が来たときにどう取り扱えばいいのかというところなど、この組織としてどのように応えていくのか、意見すべきなのか、迷うところもありました。 例えば小規模校の一般的な課題を持って小規模校は望ましくないという意見にするのか、どこまで踏み込んで意見すればいいのか、その点の取扱いについて明らかにできればと思います。

	（事務局） 基本的には、地域・保護者の代表ということで正式に依頼をして部会委員に御就任いただいておりますので、検討部会で議論した内容で決めていいただきたいと考えております。 しかし、やはりそこで上手くまとまらない、収まらない場合もあると思いますので、そのような場合には保護者や地域に対して説明を行う場を設けるとか、適宜対応していくしかないと思っております。 （委員） 学校統合に関して、自治会町内会の関係では、同じ町内会でありながら道路で通学区域が分かれているような場合もあります。子どもたちは違う学校に通っていても、地域に帰って来れば一緒に遊んだりして対応できるようですが、学校統合による自治会町内会、連合町内会といった地域への影響というのは、良い面も悪い面も含めて御意見はありますでしょうか。 （事務局） 学校統合の例だけでなく、それぞれの学校で通学区域があり、自治会町内会の区域線と通学区域線が合っていないということがどこの地域でもあります。やはり地域の活動や子ども会活動において、同じ地域に住んでいて通う学校が違うということは、活動に支障が出てしまいます。 道路一本で違う学校に行くことになるという御意見もあります。地域の皆さまと、実際に子どもを通わせている保護者の皆さまの御意見の間で意思疎通が上手くいって、この内容であれば通学区域を変更できるのではないかということにまとまれば、出来る限り通学区域の調整を行っています。 一方で適正規模の検討をする際には、通学区域線の見直しは大きな変化が伴うものになります。保護者や子どもたちの状況に加えて、地域の代表の皆さまにも参加いただく検討部会の中で統合校の通学区域をどうするかという議論の中で、極力地域コミュニティと合わせていくというような取組みを行っています。 地域の活動を行っていく上で通学区域線と合っていないという御意見は、様々な学校からも意見をいただいているところなので、そういった相談があった際には、丁寧に対応しています。 （委員長） 大人だけでなく、子どもたちも小・中学校の児童・生徒であると同時に町内会の一員でもありますので、色々な帰属社会があるということで、その辺のことも含めて学校の問題として配慮して進めていただければと思います。 これまでの内容について、御意見・御質問も出尽くしたようですので、本日の基本方針の見直しに関する議事はこのくらいにしたいと思います。 **２　部会からの検討状況報告** （委員長） この地域では、羽沢小学校と菅田中学校も含めた、１中学校と３小学校の４校で学

	校運営協議会を設置していますので、日頃から子どもたちの教育環境、教育条件について議論を行い、色々な活動を行っています。部会委員の中には学校運営協議会の会長や、自治会の会長も入っていますので、きっと子どもたちのために良い結論を導いてくださるのではないかと期待しています。 　他に御意見等なければ、部会にて引き続き検討をお願いします。 **３　学校規模適正化等について** （事務局） 　議事の（２）「学校規模適正化等について」は、今後の事業の運営上、支障がありますので、横浜市の保有する情報の公開に関する条例 第 31 条３号及び、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱 第４条に基づき、非公開とさせていただきたいと思います。 （委員長） 　それでは、この議事については、今後の事業に支障があるとのことですので、非公開とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。 （異議なし） （委員長） 　それでは、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 31 条３号及び、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第４条に基づき、この議事については非公開とさせていただきます。
資料・特記事項	【資料】 ・「会議次第」 ・「委員名簿」 ・「座席表」 ・審議内容について ・学校規模適正化に係る委員の意見等（案） ・これからの教育と望ましい学校規模について ・学校規模適正化実施校の検証（統合校への聴取り調査結果） ・検討部会における協議の円滑化について ・通学区域制度に係る審議の方向性（再確認） ・「池上小学校・菅田小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会における検討状況について ・「池上小学校・菅田小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会ニュース ※非公開案件の資料は掲載しておりません。 【特記事項】 なし

（※）本会議は一部公開であるため、非公開案件の発言要旨は記載しておりません。